

八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年八戸市条例第23号。以下「条例」という。）に定める政務活動費の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 政務活動費は、政務活動（条例第8条第1項に規定する政務活動をいう。以下同じ。）に要する経費以外の経費に支出してはならない。この場合において、政務活動が他の活動と一体になっているときは、合理的な方法により、活動実態に応じて政務活動に係るものとその他の活動に係るものとを適切に区分するものとする。

2 政務活動費は、政務活動の範囲内で、社会通念上妥当であると認められるものに要した費用の実費に充当することを原則とする。

(対象経費)

第3条 政務活動費を充てることができる経費として条例別表内容の欄に掲げるものの細目は、別表第1に定めるとおりとする。

(対象外経費)

第4条 政務活動費は、別表第2に掲げる経費に充てることができない。

(領収書等の整理等)

第5条 条例第10条に規定する領収書等は、原則として領収した個人の氏名又は会派の名称、日付、金額及び内容が明記されたものとし、領収書等貼付用紙（別記第1号様式）に貼付するものとする。

2 領収書等貼付用紙は、項目別に整理し、政務活動費支出整理簿（別記第2号様式。以下「支出整理簿」という。）にその支出内容等を記載するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、電車、バス等の公共交通機関を使用した場合等については、その支出内容等を記載した支出整理簿をもって領収書等に代えることができる。

(調査視察等の届出及び報告)

第6条 旅費又は宿泊費の支出を伴う調査視察等の実施に当たっては、あらかじめ会派の代表者に調査視察等届出書（別記第3号様式）及び調査視察等に要する経費を記載した旅費額計算書（別記第4号様式）を提出するものとし、また、終了後は速やかに調査視察等報告書（別記第5号様式）を作成して会派の代表者に提出するものとする。

2 前項の調査視察等に要する経費は、支出整理簿にその支出内容等を記載するものとする。

(活動記録簿の作成)

第7条 会場費若しくは茶菓子代の支出を伴う研修会等を開催し、又は参加費の支出を伴う研修会等に参加した場合は、当該研修会等の終了後、その内容を記載した活動記録簿（別記第6号様式）を作成するものとする。ただし、当該研修会等がその日程に含まれている調査視察等について調査視察等報告書を作成した場合は、この限りでない。

2 前項の研修会等の開催又は参加に要する経費は、支出整理簿にその支出内容等を記載するものとする。

(収支報告書の添付書類)

第8条 条例第10条の規定による政務活動費に係る収入及び支出の報告書の提出に当たっては、領収書等貼付用紙及び支出整理簿の原本並びに調査視察等届出書、旅費額計算書、調査視察等報告書及び活動記録簿の写しを添付しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 八戸市議会政務調査費の調査旅費取扱いに関する要綱（平成13年4月1日実施）は、平成20年3月31日限り、これを廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月1日から実施する。
- 2 この要領による改正後の八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領の規定は、この要領の実施の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

政務活動費を充てることができる経費

項 目	内 容	留 意 事 項
1 調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	<p>ア 海外の先進地調査又は現地調査に要する経費は、次に定める地域等とその調査対象とする場合に限り対象とする。</p> <p>(ア) 米国フェデラルウェイ市及びその周辺地域</p> <p>(イ) 中国蘭州市</p> <p>(ウ) その他市又は市が関係する団体から議会に対し視察等の参加案内があった地域</p> <p>イ 会派に所属する議員が海外調査に使用できる経費の額は、議員1人当たりの政務活動費の年間交付額の3分の1以内の額に限る。</p>
(1) 資料印刷費	資料のコピー代、写真現像料等	
(2) 調査委託費	調査委託料等	
(3) 交通費	自家用自動車、レンタカー、バイク等（以下「自家用自動車等」という。）を利用する場合に係るガソリン代、高速道路使用料、駐車場使用料及びタクシー、レンタカー等の借上料（以下「自動車借上料」という。）	<p>ア ガソリン代の支出は、その使用料の2分の1以内の額に限る。</p> <p>イ 高速道路使用料の支出は、使途が明らかなものに限る。</p> <p>ウ タクシーの使用は、他に利用できる公共交通機関がない場合又は、八戸市外において最寄駅、視察先・研修会場等、宿泊先の区間に限る。</p> <p>エ レンタカーの使用は、調査研究活動のため短期間で借りる場合に限る。</p>
(4) 旅費	鉄道・船・航空・乗合バス等の運賃及びキャンセル料	ア 現に要した費用とするが、八戸市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年条例第28号）の規定に基づき算

		<p>定した旅費と宿泊費の合算した額を上限とする。</p> <p>イ 旅行雑費は計上しない。</p> <p>ウ キャンセル料は、公務、災害、本人の病気・ケガ、親族（2親等以内）の死亡・病気等の場合に限る。</p>
(5) 宿泊費	<p>宿泊料、朝食代等の費用及びキャンセル料</p>	<p>ア 現に要した費用とするが、八戸市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき算定した旅費と宿泊費の合算した額を上限とする。</p> <p>イ 朝食代は、宿泊先での朝食に限る。</p> <p>ウ キャンセル料は、公務、災害、本人の病気・ケガ、親族（2親等以内）の死亡・病気等の場合に限る。</p>
2 研修費	<p>会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費</p>	
(1) 講師謝金	<p>講師謝礼及び招請旅費</p>	
(2) 会場費	<p>会場借上料、放送設備代等</p>	
(3) 交通費	<p>自家用自動車等を利用する場合に係るガソリン代、高速道路使用料、駐車場使用料及び自動車借上料</p>	<p>調査研究費に同じ。</p>
(4) 旅費	<p>鉄道・船・航空・乗合バス等の運賃及びキャンセル料</p>	<p>調査研究費に同じ。</p>
(5) 宿泊費	<p>宿泊料、朝食代等の費用及びキャンセル料</p>	<p>調査研究費に同じ。</p>
(6) 参加費	<p>参加費等の費用及びキャンセル料</p>	<p>キャンセル料は、公務、災害、本人の病気・ケガ、親族（2親等以内）の死亡・病気等の場合に限る。</p>
3 広報費	<p>会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費</p>	
(1) 広報紙・報告書等印刷費	<p>広報紙、報告書の印刷代（ホームページ運用経費を含む。）、写真現像料等</p>	
(2) 会場費	<p>会場借上料、放送設備代等</p>	

	(3) 茶菓子代	会議の茶菓子代等	茶菓子代の支出は、参加者1人当たり300円を上限とする。
	(4) 通信運搬費	郵送料、送料等	
	(5) 交通費	自家用自動車等を利用する場合に係るガソリン代、高速道路使用料、駐車場使用料及び自動車借上料	調査研究費に同じ。
4	広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	
	(1) 資料印刷費	資料のコピー代、写真現像料等	
	(2) 会場費	会場借上料、放送設備代等	
	(3) 茶菓子代	会議の茶菓子代等	広報費に同じ。
	(4) 交通費	自家用自動車等を利用する場合に係るガソリン代、高速道路使用料、駐車場使用料及び自動車借上料	調査研究費に同じ。
5	要望・陳情活動費	会派が要望活動又は陳情活動を行うために必要な経費	
	(1) 資料印刷費	資料のコピー代、写真現像料等	
	(2) 交通費	自家用自動車等を利用する場合に係るガソリン代、高速道路使用料、駐車場使用料及び自動車借上料	調査研究費に同じ。
	(3) 旅費	鉄道・船・航空・乗合バス等の運賃及びキャンセル料	調査研究費に同じ。
	(4) 宿泊費	宿泊料、朝食代等の費用及びキャンセル料	調査研究費に同じ。
6	会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	
	(1) 会場費	会場借上料、放送設備代等	
	(2) 資料印刷費	資料のコピー代、写真現像料等	
	(3) 交通費	自家用自動車等を利用する場合に係るガソリン代、高速道路使用料、駐車場使用料及び自動車借上料	調査研究費に同じ。
	(4) 旅費	鉄道・船・航空・乗合バス等の運賃及びキャンセル料	調査研究費に同じ。
	(5) 宿泊費	宿泊料、朝食代等の費用及びキャンセル料	調査研究費に同じ。
	(6) 参加費	参加費等の費用及びキャンセル料	研修費に同じ。
7	資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	
	(1) 印刷製本費	コピー代、写真現像料等	
	(2) 翻訳料	資料の翻訳料	

8	資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	
	図書・資料代	書籍・新聞代（購入に必要な送料を含む。）、有料データベース利用料等	自己の所属する政党の機関紙及びスポーツ新聞は認めない。
9	人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	
	賃金	事務員及びアルバイトの賃金、社会保険料等	雇用賃金の支給は、市の事務職の臨時職員の例による。
10	事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	
	(1) 賃借料	家賃、礼金及び共益費並びに仲介手数料等	
	(2) 維持管理費	事務所の管理に要する光熱水費等	
11	事務費	会派が行う活動のために必要な事務に要する経費	
	(1) 事務用品費	事務用品等購入代	
	(2) 備品及び事務機器購入・リース料	事務機器の購入費及びリース料等	パーソナルコンピュータの購入は、1人につき4年間で1台限りとする。
	(3) 通信運搬費	郵便料、送料、通信料（固定電話料、携帯電話料及びファックス使用料）等	通信料の支出は、その使用料の2分の1以内の額に限る。

別表第2（第4条関係）

政務活動費を充てることができない経費

項 目	内 容
1 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費	(1) 祝金、香典、寸志等の冠婚葬祭又は祝賀会の出席に要する経費 (2) 病氣見舞い、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状の購入又は印刷等の儀礼に要する経費
2 会議に伴う飲食以外の飲食経費	(1) 飲食を主目的とする会議の出席に要する経費 (2) 町内会、老人クラブ、婦人会その他各種団体等の会食のみの出席に要する経費
3 政党本来の活動に伴う経費	(1) 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費 (2) 政党活動に要する経費 (3) 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送に要する経費 (4) 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む。） (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第8条の2に規定する政治資金パーティーに要する経費
4 選挙活動に伴う経費	(1) 選挙運動及び選挙活動に要する経費 (2) 選挙時の各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成費等に要する経費
5 後援会活動に伴う経費	(1) 後援会活動に要する経費 (2) 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送に要する経費 (3) 後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む。） (4) 後援会主催の市政報告会等の開催に要する経費
6 私的活動に属する経費	(1) 私的な旅行、観光等に要する経費 (2) 親睦会、レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費 (3) 議員が他の団体の役職を兼ねている場合における、その団体の理事会、役員会、総会等への出席に要する経費 (4) 個人の立場で加入している団体等に対する会費等の経費
7 その他政務活動の目的に合致しない経費	(1) 総会等の挨拶、テープカットを行うだけのために出席する場合の経費 (2) 事務所、自動車の購入及び維持修繕に要する経費 (3) 社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する事項（公職選挙法第199条の2の規定により禁止される公職の候補者等の寄付等）に係る経費 (4) 政務活動に直接必要としない備品（冷蔵庫、美術品、衣服等）の購入等に要する経費 (5) 活動総体が政務活動に寄与していないと認められる団体に対して納める年会費、月会費等の経費 (6) 任意に加入する旅行傷害保険等に係る経費 (7) 公務、災害、本人の病氣・ケガ、親族（2親等以内）の死亡・病氣等の理由以外の理由による旅費・宿泊費・参加費のキャンセル料に係る経費

別記

第1号様式（第5条、第8条関係）

No _____

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項 目		費 目		整理番号	
領 収 書 等 貼 付 欄					

※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

年度 政務活動費支出整理簿

会派名 _____

氏名 _____

項目			
費目			
整理番号	月 日	支出額（円）	支 出 内 容
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
小 計			備 考
合 計			

※案分による支出の場合は、案分率等を支出内容欄に記入してください。

第3号様式（第6条、第8条関係）

年 月 日

会派名

代表者名 様

氏 名 ⑩

調査視察等届出書

八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

1 旅行者

2 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3 場 所

4 目的及び内容

5 支出可能額（上限額） 円

【内訳は、旅費額計算書（第4号様式）に記載のとおり】

第4号様式（第6条、第8条関係）

旅 費 額 計 算 書

旅 行 日 程			旅 費 計 算 の 基 礎							
行	／	駅発 :	区 分	基 数	単 価	金 額	備 考			
き	／	駅着 :	早見表							
帰	／	駅発 :								
	り	／						駅着 :		
経路・滞在地			鉄道運賃	k						
				k						
				k						
				k						
			急 行 料 金	特						
				急						
			特別車両 料 金							
			船 運 賃							
			航空運賃							
			バス運賃							
			宿 泊 料							
			小 計							
			合 計 (小計×人数)							

第5号様式（第6条、第8条関係）

年 月 日

会派名

代表者名 様

氏 名 ㊟

調査視察等報告書

年 月 日付で届出した調査視察等を実施したので、八戸市議会政務活動費の取扱いに関する要領第6条第1項の規定により次のとおり報告します。

1 旅行者

2 期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 場所

4 行程

5 支出額 円

6 概要

